

新型コロナウイルス対策中小企業者等支援事業補助金

町内の飲食業および旅館業を営む中小企業者などが、新型コロナウイルス感染症により売上が落ち込み経営に大きな影響を受けていることを踏まえ、事業継続を支援するため、予算の範囲内で家賃などの支払いに対する臨時的な補助金を交付いたします。

◆補助金の額

- 営業施設が賃借物件の場合…補助対象期間の各月において支払った賃借料および光熱水費の合計と10万円を比較して少ない方の額
- 営業施設が自己所有の場合…補助対象期間に各月において支払った光熱水費の合計と10万円を比較して少ない方の額

◆申請期間

- 第1期申請（令和2年2月から4月までの分）⇒ 令和2年5月15日（金）～ 令和2年6月30日（火）
 - 第2期申請（令和2年5月から7月までの分）⇒ 令和2年8月1日（土）～ 令和2年8月31日（月）
- ※いずれの申請においても当日消印有効とする。

◆補助資格要件および補助対象経費

- この補助金の交付事務は、広野町商工会が担っております。補助金の申請方法などと併せて、資格要件・対象経費についても、広野町商工会までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 広野町商工会 ☎0240-27-2311

特別定額給付金の実施

令和2年5月14日に、各世帯の世帯主宛に、特別定額給付金の支給申請書を一齐に送付させていただきました。今後、1) 郵送された申請書を町へ返送、または2) マイナンバーカードを活用したオンライン申請などにより、町に申請いただければ、順次給付金をお振り込みいたします。ただし、申請いただいて、受理された後、金融機関との振込手続きの都合により、2週間程度の時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

1 特別定額給付金の給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者

2 給付額

給付対象者一人につき10万円

3 受給権者

住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主

4 給付金の振込開始日

令和2年5月29日より開始しております。

なお、金融機関との振込手続きの都合上、申請書をご提出後、2週間程度の時間を要します。

5 その他

- オンライン申請を利用される方は、広野町ホームページを参照いただきますようお願い申し上げます。
- 特別定額給付金（仮称）事業そのもののお問い合わせは、総務省が設置しておりますコールセンターまでお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

総務省 定額特別給付金（仮称）コールセンター ☎03-5638-5855（平日 午前9時～午後6時30分）
広野町役場 総務課 ☎0240-27-2111（代表）

新型コロナウイルス感染症対策

次の症状がある方は帰国者・接触者相談センターへ相談

1. 相談・受診の前に心がけること

- 発熱などの風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱などの風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医などに電話で御相談ください。

2. 相談・受診の目安

- ①強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、高熱などの症状のいずれかがある
- ②重症化しやすい方（注意1）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
注意1）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある方、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- ③上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（注意2）
注意2）症状が、4日以上続く場合は、必ずご相談ください。症状に個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐ相談してください。また、解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

～妊婦の方へ～

念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターなどへご相談ください。

～お子様をお持ちの方へ～

小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医にご相談ください。

一般的な相談窓口	感染が疑われる場合
一般相談専用ダイヤル ☎0120-567-177 平日 午前8時30分～午後9時 土日祝日 午前8時30分～午後5時15分	帰国者・接触者相談センター ☎0120-567-747 （24時間対応）

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円を給付します。

対象者：令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方。

※同年3月分の児童手当となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合なども対象となります。

給付額：対象児童1人につき、1万円

支給時期：令和2年6月5日（金）に児童手当を受給している口座に振り込みます。

※特例給付の支給を受ける方は対象になりません。

※児童手当の指定口座を解約・変更などしている場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されません。令和2年12月末までに必ず子ども家庭課窓口で変更手続きを行ってください。

※公務員の方は、所属庁から配布を受けた申請書を令和2年3月31日時点で住民票のある市町村に申請してください。

公務員の申請期間：令和2年5月18日（月）から4ヶ月間

【お問い合わせ先】 広野町役場 こども家庭課 ☎0240-27-2115